

寒河江市企業立地促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における企業立地を促進し、産業の振興及び雇用の拡大を図るため補助金を交付することについて、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象用地 寒河江中央工業団地（農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項に基づいて定めた山形県寒河江中央地区農村地域工業等導入実施計画（以下「農工計画」という。）の工業等導入地区の区域）で寒河江市土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）が分譲する用地をいう。
- (2) 事業施設 農工計画に掲げる導入すべき工業等の業種のほか、市長が特に必要と認める業種の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 企業 事業施設を設置し、事業を営む法人その他の団体、組合又は個人をいう。
- (4) 取得 企業が、補助対象用地の分譲代金の支払を完了し、同用地の引渡しを受けることをいう。
- (5) 新規常用雇用者 補助対象用地の取得日前までに寒河江市内に住所を有し、補助対象用地の取得日から第8条に規定する補助金の交付申請をした日（以下「交付申請日」という。）までに、雇用保険一般被保険者として期限を定めず新たに雇用された者であって、かつ、交付申請日から引き続き1年以上

継続して当該事業施設に雇用されているものをいう。

(6) 転入常用雇用者 補助対象用地の取得日から交付申請日までに、市内に転入し、雇用保険一般被保険者として期限を定めず雇用された者（当該事業施設の設置に伴い市外の事業所から転勤した従業員を含む。）であって、交付申請日から引き続き１年以上継続して市内に住所を有し、かつ、当該期間において継続して雇用されているものをいう。

(7) 分譲契約 企業が、補助対象用地を取得することを定めた土地開発公社との契約をいう。

(8) 分譲予約契約 企業が、補助対象用地を一定期間後に取得することを定めた土地開発公社との契約をいう。

（補助対象企業）

第３条 補助金交付の対象となる企業（以下「補助対象企業」という。）は、新たに補助対象用地を取得した企業で、同用地取得後３年以内に事業の用に供し、かつ、市税を滞納していないものとする。ただし、やむを得ない事由により、３年以内に事業の用に供することができない場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第４条 補助金の額は、次の表に定める額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

区 分	補助金の額
新規常用雇用者及び転入常用雇用者 （以下「新規常用雇用者等」という。） の合計が２０人以上である企業	補助対象用地の取得価格に５０パーセントを乗じて得た額以内の額
新規常用雇用者等が１０人以上２０	補助対象用地の取得価格に３０パーセン

人未満である企業又は補助対象用地を50,000平方メートル以上取得した企業	トを乗じて得た額以内の額
上記以外の企業	補助対象用地の取得価格に20パーセントを乗じて得た額以内の額

2 補助金は、1企業（親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の規定による親会社、子会社及び関連会社をいう。）及びこれと同等と認められるものを含むものとする。）につき3億円を限度として交付する。

3 市長は、交付する補助金の額が1,000万円を超える場合は、当該補助金を2年以上に分割して交付することができる。この場合において、当該補助金は、交付決定した年度から連続する2年から10年までで交付するものとする。
（企業立地計画書）

第5条 補助金の交付を受けようとする企業は、あらかじめ、補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に関する企業立地計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を、補助対象用地の取得日から30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された計画書を、補助事業として適当と認めるときは、計画書を提出した企業に対し、企業立地計画承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。

（計画書の変更）

第6条 前項の承認通知書の通知を受けた企業（以下「計画承認企業」という。）が、計画書を変更する場合は、企業立地変更計画書（様式第3号。以下「変更計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された変更計画書を、補助事業として適当と

認めるときは、企業立地変更計画承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 前項の規定による承認の通知を受けた変更計画書の変更の手続については、前2項の規定を準用する。

（使用開始届）

第7条 計画承認企業は、取得した補助対象用地に事業施設を設置する等により、事業のため補助対象用地の使用を開始したときは、速やかに使用開始届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、前条の使用開始届の提出後に申請するものとし、使用開始の日から30日以内に、規則第5条の規定にかかわらず、企業立地促進補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 事業概要書（様式第7号）
- (2) 建物及び設備の配置図及び平面図
- (3) 分譲契約書又は分譲予約契約書の写し及び土地登記事項証明書
- (4) 補助対象用地の取得が完了したことを証する土地開発公社が発行する領収証書の写し
- (5) 納税証明書（本市の課税がない場合は不要）

（交付の条件）

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更は、補助金の額の増減を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業等の変更について市長の承認を受けようとするときは、企業立地促進補助事業概要変更承認及び補助金変更交付申請書（様式第8号。以下「変更交付申請書」という。）に変更内容に係る

書類を添付して提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により提出された変更交付申請書を補助事業として適当と認めるときは、企業立地促進補助事業概要変更承認及び補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助事業等実績報告書）

第10条 補助金の交付の決定を受けた企業（以下「補助金交付企業」という。）は、規則第14条の規定にかかわらず、補助金等交付決定通知書受理後速やかに、企業立地促進補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。ただし、新規常用雇用者等が10人以上の場合は、交付申請日から1年経過後速やかに実績報告を行うものとする。

- (1) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (2) 新規常用雇用者等を証する書類（新規常用雇用者等が10人未満の場合は不要）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第11条 市長は、前条ただし書の規定により実績報告を行う事業者が補助事業の目的を達成するため必要と認められるときは、補助金の交付決定の後に、補助金の概算払をすることができる。この場合において、概算払の額は、補助対象用地の取得価格に20パーセントを乗じて得た額以内の額又は1,000万円のいずれか低い額とする。

（補助事業の承継）

第12条 合併、事業譲渡その他の事由により補助金交付企業の事業を承継したものは、市長の承認を受けて、補助金交付企業の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定による承継を受けようとするものは、あらかじめ、承継承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により提出された承継承認申請書を、適当と認めるときは、承継承認通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

（調査等）

- 第 13 条 市長は、補助金交付企業に対し、必要に応じて調査を行い、報告を求めることができる。

（公害防止措置）

- 第 14 条 補助金交付企業は、公害防止対策について市長の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に取得された補助対象用地について適用する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 10 月 31 日以前に締結した分譲契約及び分譲予約契約に基づき、補助対象用地を取得した企業が、この要綱に規定する補助金の交付を受けようとする場合は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、補助対象用地の取得価格に 10 パーセントを乗じて得た額以内の額を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された補助対象用地について適用し、施行日前に取得した補助対象用地については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所
名称及び代表者氏名

企業立地計画書

寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請者の概要

- (1) 業種
- (2) 資本金 円
- (3) 従業員数 人
- (4) 主な事業内容・製品

2 取得用地

- (1) 所在地 寒河江市中央工業団地 番
- (2) 面 積 m²
- (3) 取得日 年 月 日
- (4) 取得価格 円

3 事業設備等の計画

- (1) 建物・設備等に関する計画
- (2) 上記設備の着工等の予定
 - 着工（ 年 月 日）
 - 竣工（ 年 月 日）
- (3) 事業開始に伴う新規雇用予定者 人
(うち市内新規常用雇用予定者及び転入常用雇用予定者 人)

4 公害防止等環境保全の対策

(添付書類)

企業の定款及び履歴事項全部証明書、最近 3 ヶ年の決算書類、建物及び設備の計画図（配置図及び平面図）

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名 様

寒河江市長 ⑩

企業立地計画承認通知書

年 月 日付けで提出のあった企業立地計画書については、下記の条件を付して承認しますので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

条 件

- 1 本立地計画に係る寒河江中央工業団地分譲契約書（覚書を含む。）を遵守し、提出された企業立地計画書どおり事業の推進を図ること。
- 2 要綱第 3 条の規定に基づき、補助対象用地取得後 3 年以内に事業の用に供し、市税を滞納しないこと。
- 3 企業立地計画承認通知を受けた後、計画書を変更する必要がある場合、要綱第 6 条第 1 項に基づき、企業立地変更計画書を市長に提出すること。
- 4 補助対象用地に事業施設を設置する等により、事業のため補助対象用地の使用を開始したときは、要綱第 7 条に基づき速やかに使用開始届を市長に提出すること。

以上

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所

名称及び代表者氏名

企業立地変更計画書

年 月 日に承認された企業立地計画書について、計画変更の承認を受けたいので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 変更事項

2 変更内容

3 変更理由

4 変更予定時期

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名 様

寒河江市長 ⑩

企業立地変更計画承認通知書

年 月 日付けで提出のあった企業立地変更計画書について、下記の条件を付して承認しますので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

条 件

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所
名称及び代表者氏名

使用開始届

年 月 日付けで提出した企業立地計画（変更計画）書のとおり、取得した補助対象用地の使用を開始しましたので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 使用開始年月日 年 月 日

2 使用開始した用地及び事業施設

（1）用 地

①所在地 寒河江市中央工業団地 番

②面 積 m^2

（2）事業施設

①建物、構築物、主な設備

②主な生産物又は事業内容

3 事業開始に伴う従業員雇用について

新規雇用者 人 （※常用雇用・パート雇用等の合計）

上記の内、 新規常用雇用者 人・ 転入常用雇用者 人

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所

名称及び代表者氏名

企業立地促進補助金交付申請書

年度において、下記の事業を実施したので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、企業立地促進補助金を交付されるよう関係書類を添え申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 企業立地促進補助事業
- 2 補助事業等の目的及び完了年月日
- 3 総事業費 円（用地取得費）
- 4 補助金等の申請額 円
- 5 添付書類
 - （1）事業概要書
 - （2）その他参考資料

様式第 7 号（第 8 条関係）

事業概要書

1 取得用地に関する事項

- （１）所在地 寒河江市中央工業団地 番
- （２）面 積 m²
- （３）取得価格 円

2 事業設備に関する事項

- （１）取得用地に設置した建物・設備等の概要（建物の面積、構造、主要設備等）

3 事業費及び資金の内訳

事業費		資金内訳	
用 地		自己資金	
建 物		借入金	
機械設備		補助金	
その他		その他	
計		計	

4 事業開始に伴う新規雇用者数（※常用雇用・パート雇用等の合計）

人

5 事業開始に伴う新規常用雇用者数等

新規常用雇用者 人・ 転入常用雇用者 人

6 公害防止、環境保全に関する取り組み

（添付書類）

建物及び設備の配置図及び平面図、分譲契約書又は分譲予約契約書の写し、土地登記事項証明書、分譲代金の領収証書の写し、納税証明書（本市の課税がない場合は不要）、雇用通知（契約）書の写し（新規常用雇用者等が 10 人以上の場合のみ）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所

名称及び代表者氏名

企業立地促進補助事業概要変更承認及び補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定があった標記補助事業について、下記のとおり事業概要を変更し、補助金の追加（減額）交付を受けたいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により承認されるよう関係書類を添え申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既 交 付 決 定 額	円 (A)
今回変更増・減額	円 (B)
変 更 交 付 申 請 額	円 (A) ± (B)

※減額の場合、金額の前に▲をつけること。（例：▲〇，〇〇〇，〇〇〇円）

（注）関係書類として、事業概要書（様式第 7 号）を変更前と変更後を容易に確認できるよう更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（変更のないものは省略することができる。）

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名 様

寒河江市長 ⑩

企業立地促進補助事業概要変更承認及び補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった企業立地促進補助事業概要変更承認及び補助金変更交付申請については、補助事業概要変更の内容について承認するとともに、年 月 日付け指令 第 号で交付決定した交付額を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

記

1 補助事業等交付対象事業名 企業立地促進補助事業

2 変更後の補助金交付決定額は次のとおりである。

既 交 付 決 定 額 円

変更後の交付決定額 円

（増 減 額 円）

ただし、交付は 年 に分けて行うものとする。

年度分 円

年度分 円

様式第 10 号（第 10 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所

名称及び代表者氏名

企業立地促進補助金実績報告書

年 月 日付けの指令 第 号をもって交付の通知のあった
寒河江市企業立地促進補助金について、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第
10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要及び完了年月日

（1）取得用地に関する事項

所在地：寒河江市中央工業団地 番

面 積： m²

（2）事業設備に関する事項

取得用地に設置した建物・設備等の概要（建物の面積、構造、主要
設備等）

（3）雇用に関する事項

新規雇用者数 人 （※常用雇用・パート雇用等の合計）

上記の内、新規常用雇用者数 人・転入常用雇用者数 人

（4）完了年月日（使用開始日）： 年 月 日

2 補助対象事業費 円（用地取得費）

3 その他

（添付文書）

新規常用雇用者を証する書類（新規常用雇用者及び転入常用雇用者の合計が
10 人未満の場合は不要）、補助金振込先口座の通帳の写し

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住所
名称及び代表者氏名

承継承認申請書

補助金交付企業の地位承継の承認を受けたいので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 地位承継の理由

2 補助金交付決定を受けた企業及び補助事業

（1）住 所

名称及び代表者氏名

（2）補助事業 年 月 日 指令第_____号

3 補助事業を承継する企業

（1）住 所

名称及び代表者氏名

（2）設立年月日 年 月 日

（3）資本金

（4）事業内容

（5）売上高

4 承継年月日 年 月 日

（添付書類）

承継の事実を証する書類又は写し、地位を承継する企業の定款及び履歴事項全部証明書、雇用状況を証する書類

様式第 12 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

名称及び代表者氏名 様

寒河江市長 ⑩

承継承認通知書

年 月 日付けで提出のあった承継承認申請について、下記のとおり承認
しますので、寒河江市企業立地促進補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により
通知します。

記

1 補助金交付を受けた企業及び補助事業

（1）企業

住 所

名称及び代表者氏名

（2）補助事業 年 月 日 指令第_____号

2 補助事業を承継する企業

住 所

名称及び代表者氏名